

串間市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年3月6日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 菊 永 宏 親

串監第1887号
令和7年3月6日

串間市長 島 田 俊 光 様
串間市議会議長 福 留 成 人 様

串間市監査委員 田 中 良 嗣
串間市監査委員 菊 永 宏 親

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

工事監査結果報告

1. 監査の対象事務 令和6年度工事監査

2. 監査の実施場所及び期日等

No.	日時	工事名	請負額（円）	請負業者	主管課名
1	書類審査 現地調査 1月23日	市営あさひが丘住宅造成・ C棟建築主体工事	248,930,000	（株）津曲建設	都市建設課

3. 監査の方法

監査にあたっては、工事技術に関する専門的知識を有する公益社団法人 大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士による工事技術調査を実施した。

4. 監査の結果等

本監査では、提示された監査対象書類の検分を行い、疑問点については説明者に質問し、当該工事の計画・設計・積算、契約・使用材料及び品質管理・監理（監督）等の各段階における実施状況、並びに公共工事から生ずる廃棄物（産業廃棄物）等の適正処理の確保についての確認及び現地調査を行った。

なお、公益社団法人 大阪技術振興協会から提出された調査結果報告書は、別添のとおりである。

調査結果報告書において、指摘・要望された事項については、十分検討し、改善に努められたい。